

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を  
改正する条例

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 4 年東村山市条例第 3 2 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料について、1 枚単位の表記に改正することにより、家庭系指定収集袋の 1 枚単位での販売をできるようにするため、本案を提出するものである。

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を  
改正する条例

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年東村山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第48条の2第2項中「交付に関し」を「交付方法その他」に改める。

別表第1（1）市が収集運搬及び処分する場合の項中「処分する」を「処分をする」に、「10枚1組」を「1枚」に、「90円」を「9円」に、「180円」を「18円」に、「360円」を「36円」に、「720円」を「72円」に、「2,100円」を「210円」に、「4,200円」を「420円」に、「38円」を「3円80銭」に、「75円」を「7円50銭」に、「150円」を「15円」に、「300円」を「30円」に、「880円」を「88円」に、「1,750円」を「175円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に  
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(指定収集袋及び粗大ごみ指定収集シールの交付)

第48条の2 (略)

2 指定収集袋及び粗大ごみ指定収集シールの交付方法その他必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第47条)

一般廃棄物処理手数料

	廃棄物(可燃・不燃)		容器包装プラスチック		(略)
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	
(1) 市 が収 集運 搬及 び処 分す る場 合	特小袋1枚につ つき 9円 小袋1枚につ つき 18円 中袋1枚につ つき 36円 大袋1枚につ つき 72円	特中袋1枚につ つき 210円 特大袋1枚につ つき 420円	特小袋1枚につ つき 3円80銭 小袋1枚につ つき 7円50銭 中袋1枚につ つき 15円 大袋1枚につ つき 30円	特中袋1枚につ つき 88円 特大袋1枚につ つき 175円	(略)
(2) 市 が処 分の みす る場 合	(略)				

旧 条 例

(指定収集袋及び粗大ごみ指定収集シールの交付)

第48条の2 (略)

2 指定収集袋及び粗大ごみ指定収集シールの交付に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第47条)

一般廃棄物処理手数料

	廃棄物(可燃・不燃)		容器包装プラスチック		(略)
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	
(1) 市 が収 集運 搬及 び処 分す る場 合	特小袋10枚 1組につき 90円 小袋10枚1 組につき 1 80円 中袋10枚1 組につき 3 60円 大袋10枚1 組につき 7 20円	特中袋10枚 1組につき 2,100円 特大袋10枚 1組につき 4,200円	特小袋10枚1 組につき 38 円 小袋10枚1組 につき 75円 中袋10枚1組 につき 150 円 大袋10枚1組 につき 300 円	特中袋10枚 1組につき 880円 特大袋10枚 1組につき 1,750円	(略)
(2) 市 が処 分の みす る場 合	(略)				